

平成30年11月26日

## 第 118 回 遠野市農業委員会総会議事録

## 第118回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成30年11月15日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第15号  
会議年月日 平成30年11月26日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎 大会議室  
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、  
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、7番 新田佐悦、8番 河内克倫、  
9番 綱木秀治、10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、  
13番 鬼原壽一、14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、  
17番 奥寺晴夫、18番 奥友康悦、19番 千葉勝義

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹  
次長兼農業振興係長 菊池 今英  
副主幹兼農地係長 千葉 芳治

本日の案件 第118回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3第1項に係る専決処分の報告について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条  
による届出について  
議案第43号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申  
請に対する可否決定について  
議案第44号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に  
対する可否決定について  
議案第45号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見  
決定について  
議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見  
決定について  
議案第48号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について  
議案第49号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について  
協議第1号 平成30年度後期家族経営協定締結及び全国農業新聞普及  
推進について  
協議第2号 平成30年度遠野市農業者年金加入推進の取り組みについ  
て

開会時刻 午前9時30分

議 長	<p>ご苦労様でございます。ただいまから総会を進めてまいりますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を10番、多田靖志委員にお願いします。</p> <p>〔「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略〕</p>
議 長	<p><b>【会議成立宣言】</b> 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第118回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、9番、綱木委員からは遅れる旨の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議 長	<p><b>【会長報告】</b> 続きまして、会長報告をさせていただきます。遠野市農業委員会事務事業経過報告書をご覧になっていただきたいと思います。 11月9日、新議員による平成30年11月遠野市議会臨時会に出席してございます。主な内容は議長、副議長、座席の決定等でございます。 11月18日、遠野市市勢振興功労者、小島末吉氏の火葬に参加してございます。以上でございます。</p>
議 長	<p><b>【事務事業経過報告】</b> 続きまして、今月の農業委員会事務事業経過について局長から説明願います。</p>
事 務 局 長	<p>事務事業経過報告書に基づきまして説明させていただきます。 10月30日、平成30年度上閉伊地方農業委員研修会及び交流会を行いました。 10月31日、第10回東北管内荒廃農地解消事例発表会が仙台市で開催されまして、それに運営委員、事務局等が出席しております。 11月1日から7日まで、平成30年度農地相談会を開催しました。市内9地区で開催しております。 11月4日、遠野こがらせ農産の平成30年度収穫感謝祭が開催されました。会長職務代理者が出席してございます。 11月6日、耕作放棄地対策活動エゴマ脱穀が行われまして、委員、推進委員さん方、事務局が参加しております。 11月8日、平成30年度岩手県農業委員会大会が盛岡市キャラホールで開催されました。委員、推進委員、事務局が出席しております。 11月12日、農地法等申請締切日でした。 11月12日から13日まで、平成30年度遠野市農業委員会県外研修をいたしました。 ●●県●●●●市農業委員会等を視察してまいりました。 11月15日、第1回地域農業マスタープラン鱒沢地区検討会及び今後の地域農業に係る意見交換会が開催されました。農業委員さん、推進委員さんが従事しております。以下、各地区でマスタープランが開催されます。 11月16日、農地転用等現地確認調査を実施しました。 11月19日、達曽部地区でマスタープラン。 11月20日、宮守地区でマスタープラン 11月21日、小友地区で行われました。 11月22日、第9回運営委員会が開催されました。 11月22日、青笹地区でマスタープラン検討会が行われました。 本日、農業委員会総会が開催されております。そしてこの後、耕作放棄地対策活動としてエゴマ選別・水洗いを土淵町で行います。 裏面をご覧ください。明日以降の主な行事予定です。 11月27日、●●県●●●●市農業委員会が遠野市に視察研修にいらっしゃいます。運営委員、推進委員、事務局で対応いたします。いらっしゃる方々は27名予定されております。 11月28日、第10回遠野市農林水産振興大会及び祝賀会があえりあ遠野で開催され</p>

	<p>ます。</p> <p>11月29日、平成30年度全国農業委員会会長代表者集会及び本県選出国議員との政策要請懇談会が東京都で予定されております。会長と事務局長が出席予定です。</p> <p>11月29日、マスタープランが綾織地区で開催されます。</p> <p>11月30日、平成30年度農業者年金加入推進セミナーが東京都で行われます。会長と事務局長が出席する予定です。</p> <p>11月30日、マスタープランが上郷地区で開催されます。</p> <p>12月4日から14日まで、平成30年12月遠野市議会定例会が開催されます。会長が出席します。</p> <p>12月4日、マスタープランが土淵地区で開催されます。</p> <p>12月5日から6日まで、平成30年度市町村農業委員会会長職務代理者・部会長等研修会が盛岡市で開催されます。</p> <p>12月6日、マスタープランの遠野・松崎地区です。</p> <p>12月7日、マスタープラン、附馬牛地区。これで第1回マスタープラン検討会は終わりになります。それ以降は来月2月以降を予定しております。</p> <p>12月10日、農地法等申請締切日です。</p> <p>12月14日、農地転用等現地確認調査。</p> <p>12月19日、第10回運営委員会。</p> <p>12月21日、第119回遠野市農業委員会総会が予定されております。総会后、第4回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会。その後、遠野市農業委員活動表彰等受賞祝賀会の予定です。</p> <p>12月28日、仕事納めの式であります。</p> <p>平成31年になりまして、1月4日、仕事始めの式。</p> <p>1月18日、遠野地域農業機械銀行40周年記念式典が開催される予定です。</p> <p>以上です。</p> <p><b>【報告事項】</b></p>
議 長	<p>報告第1号、農地法第3条の3第1項に係る専決処分について、事務局にその内容を説明いただきます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について説明します。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。内容は相続による農地取得の専決処分であります。番号1番から2ページの番号12番まで12件、それぞれ備考欄の方の死亡により農地を相続されたものであります。以上です。</p>
議 長	<p>事務局から説明をいただきました。これに関して質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いただきます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明いたします。こちらにつきましては3件あります。</p> <p>番号1番、貸人名義の農地を贈与するものであります。関連といたしまして議案第44号3番で後程ご審議いただきます。</p> <p>番号2番、貸人の1筆を分家に売買するものであります。議案第44号1番でご審議いただきます。残りの2筆は今後農地転用する予定でありまして、今回解約するものであります。</p> <p>番号3番、借人の方の労働力不足により解約するものであります。その後、農地に</p>

		<p>については近所の方が耕作するということでもあります。 以上です。</p>
議	長	<p>ただいま事務局から報告いただきました。これに対して質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。 次に報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長		<p>報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてです。内容につきましては、田に盛り土をして通作路を作りたいというもので、自力施工で行いました。9月20日から9月25日まで行ったものでありまして、事後ではありましたが届出がありまして、受理したものです。農地の管理をするために、今後安全に作業するために行ったものであります。以上です。</p>
議	長	<p>ただいま事務局から報告いただきました。これに対して質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。 次に議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族若しくは配偶者に関する案件は該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議	長	<p><b>【日程第1】</b> 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思います、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め議事録署名人に11番、佐々木義弘委員、12番、鈴木重徳委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。 次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
副 主 幹		<p>5ページでございます。第118回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。</p> <p>法第3条、今月計9件、63,485.48㎡。 利用集積、今月計22件、100,124㎡。 法第4条、今月計1件、272㎡。 6ページでございます。 法第5条、今月計2件、2,287㎡。 適用外、今月計3件、665㎡。 法第18条第6項、今月計3件、20,274㎡。 以上でございます。</p>
議	長	<p><b>【日程第2】</b> 次に日程第2、議案第43号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副 主 幹		<p>7ページでございます。議案第43号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条第1項</p>

	<p>の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、2番、貸出人は労力不足で近接地で畜産経営する方に貸し付けるもので、借受人は自宅に近く耕作の便が良いことから牧草地として利用するため借り受けるものでございます。番号1番は賃貸借、番号2番は使用貸借で期間は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号3番から8ページの番号6番まで、農業者年金受給に伴う使用貸借の再設定でございます。使用貸借の期間は記載のとおりとなっております。</p> <p>以上6件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●●地区担当委員をお願いします。</p>
16 番 委 員	<p>16番、小向です。11月16日に農業委員1名、農地利用最適化委員2名、事務局3名で現地確認をいたしました。</p> <p>1番、2番については、場所は●●から●●●に入ってから間もなくの■沿いで、畜産経営している借り人が採草地として管理していくということで、何ら問題ないと確認いたしました。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第43号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第3】</p> <p>続きまして日程第3、議案第44号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副 主 幹	<p>9ページでございます。議案第44号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、労力不足により、近くに居住する分家に譲り渡すものでございます。譲受人は相手方の要請により譲り受けるものでございます。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号2番、譲渡人は県外に居住されているため、今までも近くに居住する畜産経営している譲受人の方に管理していただいていたもので、譲受人は今回相手方の要請により贈与で譲り受けるものでございます。</p> <p>番号3番、県外に居住する譲渡人の方が生きていくうちに所有農地を整理したいというもので、譲渡人の子供も県外に居住し農業に従事できないということから、親戚の中で当申請地の一番近くに居住する姪に贈与により譲り渡すものです。譲受人の生家のご両親も当申請地の近くに居住されており、譲受人は父の農業者年金受給に伴う使用収益権を設定されており、週末等休日に実家に来て実家の母と共に農作業をしているとのことでございます。</p> <p>以上3件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たして</p>

		いるものと考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長		暫時休憩します。  (休憩)
議 長		再開します。現地確認調査結果の説明をお願いしてはいますが、●●地区担当委員が遅れてくるということなので、先ほど事務局が説明したとおりのことにより、よろしくお願いしたいと思います。 現地確認調査結果の説明を●●●地区担当委員お願いします。
16 番 委 員		16 番、小向です。先ほどと同じように、11 月 16 日に現地確認をいたしました。この場所は遠方に住む譲渡人が同級生である譲受人の方に今までも管理をしていただいていたということで、場所的にも問題なくきれいに管理されておりましたので、よろしくご審議お願いします。
議 長		●●地区担当委員お願いします。
4 番 委 員		4 番、古屋敷です。16 日に委員 5 名、事務局 3 名で現地確認してまいりました。事務局からも説明ありましたが、譲受人は住所が最近変更されましたが、もともとはここに住んでおりました。父親が体を壊して農業ができなくなった方です。現地確認した結果、名義は譲渡人ですが、譲受人がずっと作付けしておりました。現況は 9 割認定農業者の方が作付けしております。あとの 1 割ほどは不便な場所です。当初は牧草でしたが、多面的事業で管理して整備されておりました。以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長		ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長		質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 44 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長		ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長		【日程第 4】 続きまして日程第 4、議案第 45 号、「農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長		10 ページでございます。議案第 45 号、農地利用集積計画の決定についてご説明いたします。遠野市長より遠野市農地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めます。本議案に係る申請は 22 件、新規が 6 件、更新が 16 件でございます。 番号 1 番から 5 番、更新でございます。 11 ページでございます。 番号 6 番、7 番、更新でございます。 番号 8 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 番号 9 番、10 番、更新でございます。 番号 11 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。 番号 12 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。

	<p>12 ページでございます。 番号 13 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定でございます。 番号 14 番から 18 番、更新でございます。 13 ページでございます。 番号 19 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 番号 20 番、更新でございます。 番号 21 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定でございます。 番号 22 番、更新でございます。 申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
7 番 委 員	7 番です。これは何と読むのですか、13 番。
事 務 局 長	■■■■■■■■■■。
7 番 委 員	農地を集めてホップにする、追加の農地ですか。
事 務 局 長	そうなります。
7 番 委 員	はい、分かりました。
議 長	その他ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 45 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	<b>【日程第 5】</b> 続いて日程第 5、議案第 46 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副 主 幹	<p>14 ページでございます。議案第 46 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第 7 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。 番号 1 番、一般個人住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第 3 種農地と判断しました。申請者は現在借家住まいで新たに住宅を建築しようとするもので、当申請地は現在の居住地に近く生活環境も変わらず、資金面においても自己所有地であり市道にも接しているため交通、生活の利便性も良いことから適地としたものであり、第 3 種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。 以上、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないものと判断されるもの</p>



		でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長		ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。 ●●地区担当の菊池孝推進委員さん、よろしくお願いします。
推 進 委 員		推進委員の菊池でございます。事務局が申し上げたのと重複すると思いますが、11月16日の現地確認の結果を報告いたします。確認者は農業委員2名、推進委員2名、その他事務局で行いました。事務局の説明にもありましたが農地法第4条の規定に基づきまして確認をいたしました。確認の結果、この農地は●●町の住宅密集地の中にあるとしまして、住宅を建築するというにつきましては資金等も確認した結果適正であるということで判断をいたしました。以上でございます。
議 長		はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長		質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第46号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長		ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長		【日程第6】 続いて日程第6、議案第47号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副 主 幹		15ページでございます。議案第47号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。 番号1番、道路用地の拡幅を目的とする道路水路徴用地として転用しようとするもので、追認案件でございます。申請地は農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は自宅に通じる赤線道路が狭く不便であるため、約10年前に土地の前所有者との合意により道路を拡幅してしまったものです。当時道路の拡幅に農地転用許可が必要であるとの重大性に気付かず、転用未許可のまま拡幅してしまったことを深く反省している旨の顛末書も提出されており、農地法の知識が十分になく無断転用してしまったものです。悪意はなかったものと判断いたしました。本来、転用許可申請していたならば、第2種農地は第3種農地に立地困難な場合等で代替地がない場合に許可できるものであることから、追認もやむを得ないものと判断されるものでございます。 番号2番、土木建築用資材置き場、駐車場を目的とするその他施設用地として転用しようとするものです。申請地は、資材置き場の場所が300m以内に公共公益的施設である駅があり第3種農地、駐車場の場所が農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は東日本大震災後の復興事業等による業務が増加、従業員数が倍の12名となっており、会社事務所は急こう配で幅員が狭い私道を登り切った場所にあり大型車両の通行が困難で、特にも冬期間は普通車両の通行にも支障をきたしている状況にあり、また、建設資機材や重機等車両を置くスペースもないことから近隣の社有地及び借地を資材置き場及び重機等車両置き場として利用しております。既存建設重機車両置き場は工場跡地のため敷地内は駐車スペースが狭く業務に支障をきたしているもので、重機等駐車スペースとして不足している分を整備しようとするもの、また、主に資材置き場として利用している社有地も急こう配を登り切った傾斜地にあるため利用できる面積も限られており、大型車両及び重機置き場



		<p>出するため、事業計画期間を平成 31 年 1 月 31 日までに延長しようとするものでございます。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 48 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p><b>【日程第 8】</b></p> <p>続いて日程第 8、議案第 49 号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副主幹		<p>17 ページでございます。議案第 49 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されたので、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番、申請地の前所有者が平成 10 年頃から隣接する土地の前所有者に宅地として利用させ現在に至ってしまったものです。隣接する土地の所有者が居宅建て替えのため土地を調査したところ農地であることが判明したとのことであり、当時、土地の前所有者同士が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものでございます。</p> <p>番号 2 番、亡父が昭和 39 年に畜舎を建築、現在は物置として利用し、現在に至ってしまったものです。今回居宅を増築するため土地を調査したところ農地であることが判明したとのことであり、当時亡父が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものでございます。</p> <p>番号 3 番、亡兄が昭和 46 年に住宅を建築し現在に至ってしまったものです。申請者は夏の間 2 ヶ月程度当申請地の居宅に滞在していたとのことですが、高齢で来られなくなり、売却のため不動産業者に確認したところ農地であることが判明したとのことで、当時亡兄が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものでございます。</p> <p>以上 3 件、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。</p> <p>●●●地区担当委員お願いします。</p>
16 番委員		<p>16 番です。1 番の件ですが、住宅に隣接する部分に関して事務局の説明通り、現状通りであると確認してまいりました。以上です。</p>
議	長	<p>●●地区担当委員お願いします。</p>
5 番委員		<p>佐々木です。事務局から説明のあった内容、そのとおりでございます。何ら支障ないと現地を確認してまいりました。以上です。</p>
議	長	<p>●●地区担当委員お願いします。</p>
3 番委員		<p>3 番、多田です。11 月 16 日に農業委員、推進委員、事務局、計 6 名で現地を確認しました。申請者は北海道となっていますけれども、この方は相続によって北海道とな</p>

	<p>っております。現地はそのとおり宅地になっていまして、中身とすれば事務局が説明したとおりでございます。適用外証明願についてはやむを得ないものと判断したものでございます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 49 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p><b>【協議事項】</b> 次に協議第 1 号、「平成 30 年度後期家族経営協定締結及び全国農業新聞普及推進について」を協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局次長	<p>協議 1 となっています資料をご覧くださいと思います。平成 30 年度後期家族経営協定締結及び全国農業新聞普及推進について、お伺いするものでございます。下にそれぞれ表が 2 つずつございますけれども、10 月末現在の状況でございます。家族経営協定は今年が目標が新規 9 世帯、各地区 1 世帯ということで取り組んでおりますけれども、今までに新規で 5 世帯、うち 4 世帯が現在作成中でございます。目標に対してあと 4 世帯ということで、この後も取り組みをお願いしたいと思います。地区別の推進状況は (2) のとおりとなっております。農業新聞の方は農業委員、推進委員それぞれ 1 部ということで 341 部という目標でございますけれども、申込みが 4 月から 10 月までで 13 部、中止が 12 部ありまして、10 月末現在で 290 部ということで目標まで 51 部という現状でございます。(2) に農業委員さん、推進委員さんの購読状況でございます。皆さんで目標に向かって取り組みをお願いしたいと思います。頭の方に書いておりますけれども、家族経営協定は完成までに時間を要しますので、年度内に締結を完了するためには早めの取り組みをお願いしたいと思います。新聞の方は 11 月から 1 月までが普及強化月間となっておりますので働きかけをお願いしたいと思います。</p> <p>めくっていただきまして、添付資料として 10 月末現在の名簿をそれぞれつけております。個人情報の取り扱いとなりますのでご注意願いたいと思います。家族経営協定は締結者が死亡しても締結数に含まれているため資料には記載となっております。内容を確認していただいておりますと変わっているところがありましたら見直し等推進ということをお願いします。新聞の方は申込日と購読開始月に若干差が生じることがありますが、それも資料を参考に活動をお願いしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
7 番 委 員	<p>7 番です。新聞の関係ですが、皆さんは全員買っていると思いますが、推進委員でまだ買っていない人がいるかどうかその辺はわかりますか。</p>
事務局次長	<p>こちらに、農業委員さん、推進委員さんで表になって。推進委員さんの数より少ないところは、まだの方がいるところで。</p>
7 番 委 員	<p>まだ買ってない人がいると。</p>

事務局次長	はい。
議 長	その辺は来月総会後に推進会議もありますので、その時点で徹底したいと思います。その他ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号、「平成30年度後期家族経営協定締結及び全国農業新聞普及推進について」は提案のとおりとすることといたします。10分間休憩します。  (休憩)
議 長	休憩前に続き、会議を再開いたします。 次に協議第2号、「平成30年度遠野市農業者年金加入推進の取り組みについて」を協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。
副 主 幹	協議2、平成30年度遠野市農業者年金加入推進の取り組みについて、でございます。 1、加入推進目標につきましては、農業者年金加入推進委員会を組織して新規加入者の目標達成に向けた取り組みを進めていただいているところでございますが、特に平成30年12月から平成31年2月は加入推進強化月間としており、更なる加入推進の取り組みをお願いするものでございます。 2、新規加入者目標及び実績。平成30年度の遠野市の新規加入者として示されている目標人数は4人でございます。平成30年10月末現在の実績数につきましては1名の加入という状況になってございます。 3、具体的な取り組み。(1)個別訪問の実施。地区別加入推進班毎に加入推進に向けた取り組みを進める。訪問の際はチラシ等と活用して制度をPRして、加入推進する。また、訪問後は加入推進記録簿に記入し農業委員会事務局に提出する。(2)各種会議での働きかけ。加入推進員は農業者が参集する会議、座談会等の場を活用し、農業者年金制度の周知を図る。(3)広報活動。農協及び農業委員会事務局の窓口にはチラシを置くなど農業者年金のPRを行う。農協広報誌及び農業委員会だよりに掲載し農業者年金の周知を図る。 4、その他として、戸別訪問、電話、その他の個別説明など、加入推進の取り組み後に加入推進記録簿にご記入をお願いいたします。加入推進記録簿の最終提出期限は2月25日開催予定の農業委員会総会としておりますけれども、12月、1月と加入推進していただいた際には随時加入推進記録簿の提出を事務局をお願いいたします。なお、訪問実績につきましては農業者年金基金への実績の報告もでございますので、各委員可能な限り1枚以上の提出をお願いしたいと思います。 次のページ、2ページですけれども、平成30年度新規加入者数、岩手県の資料でございます。グレーの網掛けの部分が遠野市でございます。新規加入者目標数4名に対して現在1名の実績で、目標値との差3名となっております。実績1名の加入者につきましては●●地区からの新規加入者となっております。3番につきましては加入記録簿の入力でございます。6月の推進委員会の際にお配りしておりますので提出お願いしたいと思います。 4ページの加入推進の参考例です。遠野市認定農業者で50歳以下の方、または農業次世代人材投資資金対象者で国民年金第1号被保険者ということで、こちらも6月推進委員会の際にお配りしている名簿で若干見直ししているものでございます。この名簿の方以外につきましても国民年金第1号被保険者で60歳未満の方であれば加入できますのでよろしくをお願いいたします。なお、この名簿につきましては個人情報となりますので取り扱いにつきましてはご注意くださいと思います。 以上、取り組みにつきまして、よろしくをお願いいたします。

議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
議	長	私の方から。現在の加入者、受給者は何人ですか。全体の。
副主幹		細かい数字は現在持ち合わせておりませんが、受給者につきましては700人弱でございます。被保険者につきましては、200人は切っていたと思いますので、170人位だと記憶してございます。 すみません、4ページの参考例等についてですが、見直した部分につきましては、平成30年度遠野市農林水産振興大会青年奨励賞受賞予定者で、農業者年金加入対象者と考えられる方を追加してございます。
議	長	質疑等ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第2号「平成30年度遠野市農業者年金加入推進の取り組みについて」は提案のとおりとすることといたします。
議	長	【その他】 その他に入ります。その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
7番委員		7番です。8月、9月に各町で耕作放棄地の現地確認をしました。各農家に通知が行っているのかどうか、その判断によって名簿の実施が12月辺りになるのかどうか、その辺を確認したいと思いますが。
事務局長		今、B判定したものを各農地の所有者に渡してもらっている状況です。そこで非農地にしてもいいというものに関しては報告を求めないと。農地としてやっていきたいというものに関しては報告を求めます。それらをまとめて12月21日の総会に出す予定にしていました。よって、今、農業委員さん、推進委員さん方に書類をお渡ししていましたので、総会が21日で運営委員会が19日ですから、遅くとも15日までにはそれらを集めて確認してもらいたいです。質問されている内容はそれでよろしいですね。
7番委員		7番です。私の方の地区で区画整理事業をやって終了したということで中間管理事業の手続きをしたわけですが、耕作放棄地をその地域からなくしてからということになっていましたので、事務局の関係もあると思いますが、それを耕すのであれば集積をするし通知書を持って行って手続きをしますし。完全に耕作放棄地をなくすという取り組みのためにお渡しをしているわけですから、名簿をなるべく早くお願いしたいというお願いです。
事務局長		ありがとうございました。確認ですが、農地中間管理事業をやっている中に耕作放棄地は入っていますね、ほ場整備になるわけですから。
7番委員		なりました。ただその中に、昭和39年に岩手県で山林を開拓して草地にした中に、時代が変わって木を植えて林野になっている場所があるんです。それを全部換地して耕作放棄地をゼロにしたいという考えで、今質問したところです。よろしくお願ひしたいと思います。9月に県の企業と中間管理を結んで手続きをしましたので。私からのお願いです。
議	長	答弁は必要ないですね
7番委員		ないです。お願いでございますから。
議	長	その他、皆さんの方からは。

	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>議長</p>	<p>なければですね、推進委員さんの菊池●さんが出席されてございますので、何か発言いただければと思います。</p>
<p>推進委員</p>	<p>今日初めて総会に参加しまして、昔私たちがやっていたころを思い出しました。真剣に討議していることに対しまして心から敬意を表します。できれば、今まで現地確認は農業委員さんが中心だったと思いますが、今日私がやってみてかなり勉強になります。今後地区の委員さん、推進委員さん含めて、例えば4人で報告するかという話までしております、それによってそれぞれ関心も沸くのではないかなと思います。</p> <p>それから農業者年金加入関係で一言だけお話をさせていただければと思いますが、農業委員にとっては農業者年金の加入はかなりの重い負担、委員が1人ずつ見つければ何十人となるわけですが、そうはいかない。私も前に農業委員をやっていた時に■■■■から責め立てられるわけですね。農業新聞と全く違うわけです。農業新聞の場合は例えば半年取って止めてもいいという感じでやった時期もありました。遠野の農業委員会が全国表彰を受けています。家族経営協定も全国新聞に載りまして、その当時担当委員でございましたから写真入りで全国版に載せていただきました。家族協定も家族の間で話し合うのが基本になりますけれども、たまたま私がその時担い手支援コーディネーターをやっていた関係で門戸がかなりあるわけで、そこで話をすれば1日に5、6件取れていました。皆さんにそうしろと言うわけではなくて自分の周りでそういう話をすれば、悪いことではないですから、説明するべきだろうなと思います。農業者年金の場合は何とでも1件取ってほしいと言われて取ったのがあります。その方法が独身の農業青年でしたからお嫁さんを紹介したんです。そしたら一発で解決しました。農業委員っていうのは地域から選出されているわけですから、かなりの門戸を持っているのではないかと。そういう話でやって行っても十分結びつきができるのではないかと。皆さん、おそらく農業者年金は誰がいいかなと、チラシを持って行ったり情報を交換したりしてもなかなか入る人がいないと思います。社会保険に入っている人は入られないですから。私が●●で世話した人は大工さんをやっていて会社の社会保険に入っている人で、その奥さんを農業者年金に加入させようとして、掛け金が国民年金と農業者年金で大変だった記憶がありますけれども、その辺を精査しながらやっていけば1件、2件は取れるんじゃないかなと思います。皆さんが真剣にやっている総会を見て、遠野の農業委員はまだ大丈夫だなと感じましたので。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。貴重なご意見ありがとうございました。それでは委員の皆様はよろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議長</p>	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
<p>議長</p>	<p>再開いたします。事務局から。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>平成30年度の農地相談会の報告について、ということで資料の説明をしたいと思っております。今年は11月1日から7日まで、午後1時半から3時半まで、2時間各地区で取り組みを行ったわけですが、相談者の数は全部で21人という結果になりました。今回2回目で昨年は11件でしたので倍になったということでございました。相談がなかった地区は無しで各地区で相談があったと、今回はそういう結果となっております。農業委員会だよりを見たとか、チラシを見た、テレビを見たということで、周知の方も昨年の反省点で今年は取り組みましたので効果があったと見てございます。農地パ</p>

	<p>トロールの意向調査の部分も丁度良いタイミングで、今回相談に来ていただいたと見ております。農業委員さん、推進委員さんが複数で対応していただいたこと、農林課の農地集積アドバイザーさんにも関わっていただいたことが効果的に見ていただいていると思います。あとは来年度に向けては、農繁期のために開催時期の検討という話もございましたので来年は考えながらまた取り組んでまいりたいと思います。資料をめぐっていただきますと項目ごとということで貼られております。農地を売りたい、農地の管理、農地を貸したい、非農地への変更手続きとかの関係でございました。まとめてございます。次のページからは地区ごとに内容を整理して載せてございます。これは8ページまで。すでに解決した内容もありますし、これからまだ継続中という内容もありますので、各地区で内容をご確認いただきながら引き続き手続きをお願いしたいと思います。8ページ後ろの方に農地相談受付表を載せてございましたのでご覧いただきながら内容を確認いただきたいと思います。以上でございます。</p>
議 長	<p>はい。これに対して質疑ございますか。相談結果の内容ということで総会終了後に推進委員さんにも示すというようにしますので。</p>
事務局次長	<p>配布物の関係でしたけれども、封筒に入れて活動報告書の用紙をお配りしてまいりましたし、河内委員さんから提出ありました業務状況、参考資料配布してございましたのでご覧いただければと思います。以上でございます。</p>
議 長	<p>はい。</p>
事務局 長	<p>活動報告書を今、配布しましたけれども、毎月翌月15日ごろ出していただいておりますが、これは農業委員会の報告と申しますか、農地利用最適化交付金の材料になるものですからこまめにつけていただければと思います。できるだけ期限を守って出していただければと思います。</p> <p>あとは本当に事務的なことなので大変申し訳ないですが、今地域農業マスタープランの検討会をやってまいりました。その検討会の後に意見交換会をやります。それについては農業委員さんが中心になってやっていただいております。これから始まる地区もありますのでよろしく申し上げます。開会が午後6時からですが5時半ごろから農林課と打ち合わせと申しておりますので、5時半ごろまでに集合していただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
7 番 委 員	<p>7番ですが、前に3日で予定しておりましたが、変更になったわけですね。</p>
事務局 長	<p>変更になりました。</p>
議 長	<p>それでは、明日の●●●市からの視察研修ですが、よろしく申し上げます。それから28日は遠野市農林水産振興大会ですのでご出席いただき、祝賀会兼ねてよろしくお願ひしたいと思います。</p>
議 長	<p>【閉会】 以上をもって、第118回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。</p> <p>午前10時50分閉会</p>



署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 11番 \_\_\_\_\_

同 12番 \_\_\_\_\_

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 \_\_\_\_\_